

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 6日

岩手県知事 達増 拓也 殿

提出者

住 所 宮古市崎鍬ヶ崎第1地割11番地26

氏 名 岩手県立宮古病院  
院長 川村 英伸  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0193-62-4011

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	岩手県立宮古病院
事業場の所在地	宮古市崎鍬ヶ崎第1地割11番地26
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	病院
② 事業の規模	病床数274床
③ 従業員数	461名(令和5年6月1日現在)
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	特別管理産業廃棄物(感染性廃棄物)→収集運搬処理委託





## (第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和 4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	揮発性廃油（キシレン）
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 感染物であるという性質上、再利用はしない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	揮発性廃油（キシレン）
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 感染物であるという性質上、再利用はしない。		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	発性廃油（キシレン）
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
（これまでに実施した取組） 感染物であるという性質上、自ら中間処理はしない。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	揮発性廃油（キシレン）
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
（今後実施する予定の取組） 感染物であるという性質上、自ら中間処理はしない。			

## (第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	揮発性廃油（キシレン）
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 感染性廃棄物であるという性質上、自ら埋立処分はしない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	揮発性廃油（キシレン）
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 感染性廃棄物であるという性質上、自ら埋立処分はしない。		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	揮発性廃油（キシレン）
	全処理委託量	118.586 t	0.32 t
	優良認定処理業者への処理委託量	118.586 t	0.32 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			

②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	揮発性廃油（キシレン）
	全 処 理 委 託 量	118.586 t	0.32 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	118.586 t	0.32 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 優良認定処理業者との契約を継続する。		
電子情報処理組織の使用に関する事項	<b>【前年度（令和 4年度）実績】</b>		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	118.586 t	
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハマまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

## 産業廃棄物

### 感染性廃棄物

①鋭利物  
注射針、採血針、メス、試験管、カミソリ など



②液状物  
血液等の液状、泥状のもの、手術などで発生する組織・血液・体液などの廃液、胎盤 など

③固形物  
抗がん剤使用薬剤（ボトル・輸液セッター式）、血液製剤（アルブミン等の瓶） など

#### 【廃棄物例】

①鋭利物・・・ミッペールまたは携帯用の針入れ容器に廃棄



③固形物・・・ミッペールに廃棄  
抗がん剤使用薬剤 血液製剤ボトル



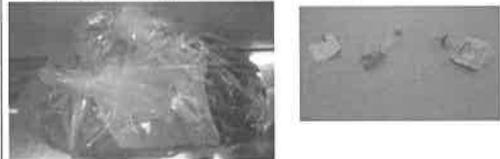
上記以外の固形物は青いごみ袋に廃棄

血液・体液などの付着物（チューブ類、アルコール綿、ガーゼ、包帯、手袋、マスク、手術衣など）、採尿カップ、汚染されたプラスチック及び紙類、その他血液・体液に汚染されたもの、患者に接触または使用した物品  
化学療法（抗がん剤）実施時使用した防護用具一式（詳細は化学療法マニュアル参照）

【廃棄物例】  
使用した防護用具



化学療法時使用した防護用具 点滴類



経路別予防策患者の廃棄物はすべて黄色いごみ袋に廃棄

感染症（MRSA、ESBL産生菌、PRSP、ノロウイルスなどの接触感染。インフルエンザなどの飛沫感染。麻疹、水痘、結核などの空気感染）から排出された廃棄物。感染症患者から排出された紙おむつ。

### 非感染性廃棄物

【廃棄物例：ガラス・金属など】 ミッペールに廃棄  
アンプル、バイアル瓶、その他医療系ガラス、缶、金属製品



【廃棄物例：上記以外】  
調剤のみに使用した注射器・プラボトル・アルコール綿など、



錠剤梱包包装紙

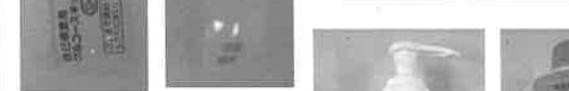
プラスチック製包装紙



アルコール綿包装



紙、静脈留置針キャップ、手指消毒薬空ボトルなど



## 一般廃棄物

宮古地区行政組合指定ゴミ袋、事業系ゴミ袋に廃棄



【廃棄物例：燃えるゴミ】  
ペーパータオル、紙くず、包装紙、空き箱、書籍、伝票類、ビニール袋、布類、ティッシュ、中性洗剤空ボトル、紙おむつ、ボールペン など

【廃棄物例：燃えないゴミ】  
資源物以外の燃えないゴミ（マグネット、懐中電灯、ファイルリング、ピンのキャップ など）

【廃棄物例：資源物】  
アルミ缶、スチール缶、瓶、ペットボトル、乾電池 など

## 処理料金

### 感染性廃棄物



139 円/kg

### 非感染性廃棄物

### 一般廃棄物



資源物

燃えるゴミ  
燃えないゴミ

66 円/kg

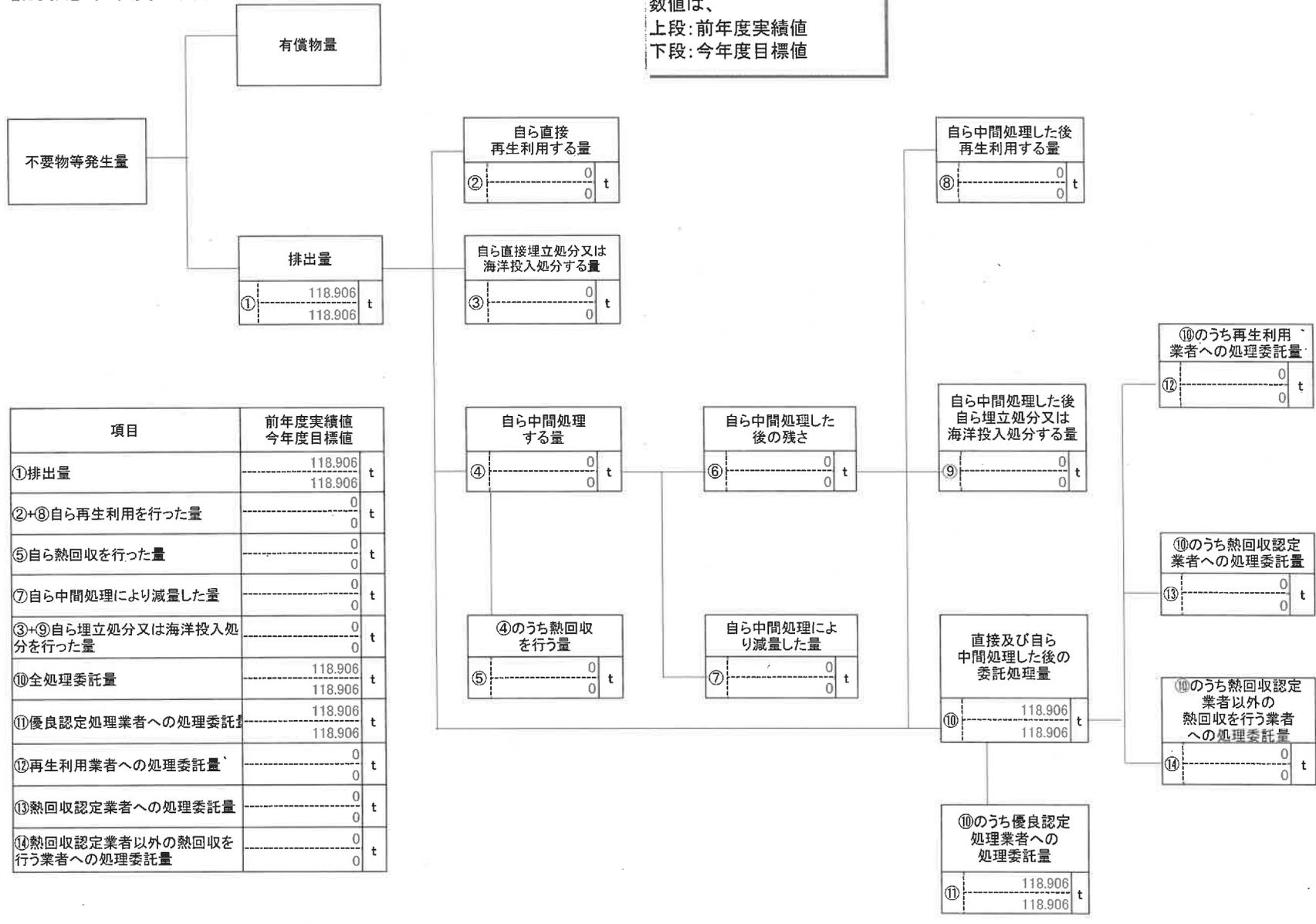
5.8 円/kg

3.8 円

(産業廃棄物の種類: 合計)

【別紙】今年度の計画

数値は、  
上段: 前年度実績値  
下段: 今年度目標値

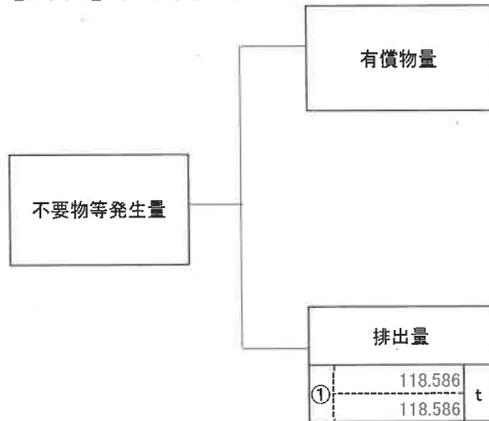


項目	前年度実績値	今年度目標値	
①排出量	118.906	118.906	t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0	0	t
⑤自ら熱回収を行った量	0	0	t
⑦自ら中間処理により減量した量	0	0	t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0	0	t
⑩全処理委託量	118.906	118.906	t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	118.906	118.906	t
⑫再生利用業者への処理委託量	0	0	t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0	0	t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	0	t

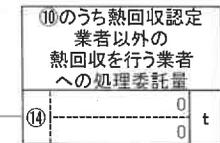
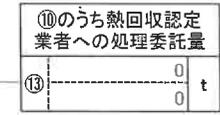
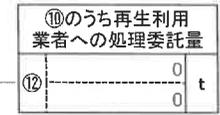
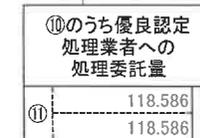
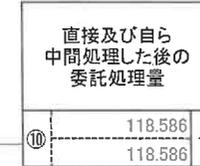
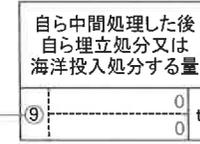
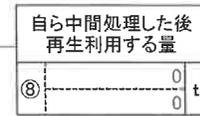
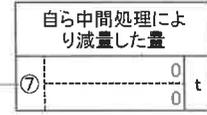
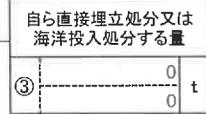
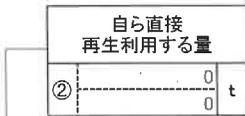
(産業廃棄物の種類: 廃プラスチック類)

【別紙】今年度の計画

数値は、  
上段: 前年度実績値  
下段: 今年度目標値



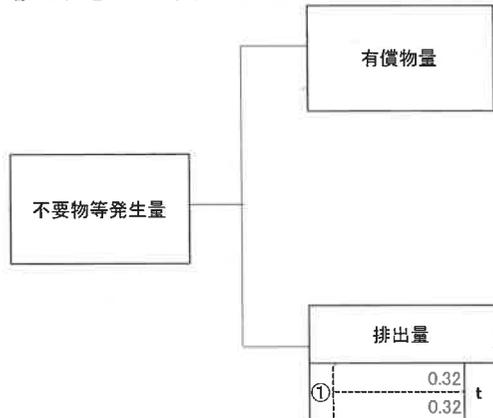
項目	前年度実績値	今年度目標値
①排出量	118.586 t	118.586
②+⑧自ら再生利用を行った量	0 t	0
⑤自ら熱回収を行った量	0 t	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0 t	0
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0 t	0
⑩全処理委託量	118.586 t	118.586
⑪優良認定処理業者への処理委託量	118.586 t	118.586
⑫再生利用業者への処理委託量	0 t	0
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0 t	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0



(産業廃棄物の種類: キシレン)

【別紙】今年度の計画

数値は、  
上段: 前年度実績値  
下段: 今年度目標値



項目	前年度実績値	今年度目標値
①排出量	0.32	0.32
②+③自ら再生利用を行った量	0	0
⑤自ら熱回収を行った量	0	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0	0
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0	0
⑩全処理委託量	0.32	0.32
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.32	0.32
⑫再生利用業者への処理委託量	0	0
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	0

